

夏季休暇期間中！ 家畜伝染病の防疫対策の更なる徹底を お願いいたします！！

本年5月以降、**口蹄疫**がインドネシア(バリ島など)で、**アフリカ豚熱**はヨーロッパ、アジア地域で発生が拡大。

この期間中は海外渡航者が増加し、また新型コロナ対策に係る入国時検査の対象地域が一部免除されるなど、人や物の移動が増加し、家畜伝染病の国内流入のリスクが急上昇。

家畜飼養農家の皆様には、家畜伝染病発生地域への不要不急の渡航を**自粛**するとともに、海外渡航者は農場に立ち入らないよう注意すること、農場訪問者の記録を行うなど**飼養衛生管理基準の再徹底**をお願いいたします。

※仮に渡航する場合には、以下の点に留意してください

- ① 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。
- ② 動物(野生動物を含む)との不用な接触を避けること。
- ③ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- ④ 帰国の際には、到着した空港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

※帰国後には、飼養衛生管理基準に基づき以下の点に留意してください

- ① 帰国後一週間は衛生管理区域に立ち入らないこと。
- ② やむを得ず立ち入る場合には、事前に洗髪・入浴・更衣等の適切な措置を講じた上で立ち入ること。
- ③ 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。

※衛生管理区域への病原体持込み防止の再徹底と消毒について

- ① 看板の設置等により、必要のない者が衛生管理区域に立ち入らないようにすることと、不要な物を持ち込まないよう徹底して下さい。
- ② 農場の従業員を含め、衛生管理区域及び畜舎に立ち入る場合や物品を持ち込む場合には、手指、靴等の消毒その他必要な措置を実施して下さい。

※早期発見・早期通報の徹底について

- ① 毎日の健康観察を入念に行い、病気等の早期発見・通報に努めて下さい。
症状を呈している家畜を発見した際は、家畜保健衛生所に速やかに連絡して下さい。